

大口町路上放置車両に係る廃棄物認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大口町が管理する道路（公共用物を含む。）に放置されている車両のうち、廃棄物と思料されるものについて、道路の適切な維持管理を図るため道路管理者が廃棄物として認定し、措置を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路をいう。
- (2) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2号に規定する自動車及び同条第3号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 放置車両 前号に規定する車両で正当な権限に基づかず、道路に概ね14日以上にわたり管理されることなく置かれているものをいう。
- (4) 廃棄物 前号のうち、道路管理者が汚物、不要物等と認定したものをいう。
- (5) 公共用物 大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）第2条第3号に規定する道路をいう。

(放置車両に関する措置)

第3条 道路管理者は、次に掲げる放置車両に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 放置車両の適正な処理に関する措置
- (2) その他必要と認められる措置

(江南警察署長への協議等)

第4条 道路管理者は、放置車両を発見したときは、廃棄物協議書（様式第1）により、盗難車両に関する事項、所有者等について江南警察署長へ協議するものとする。

- 2 道路管理者は、江南警察署長への協議の結果、道路管理者で措置する必要がある場合は、当該車両に関する廃棄物認定等の措置を行うものとする。

3 道路管理者は、江南警察署長から通報があったものについても、前項と同様に廃棄物認定等の措置を行うものとする。

(撤去の告知等)

第5条 道路管理者は、放置車両を発見したときは、次に掲げる事項を放置車両撤去の告知(様式第2)を車体に貼付する方法により2週間告知するとともに、安全措置が必要と判断した場合には、セーフティコーンの設置等の安全措置を講ずるものとする。

(1) 放置車両を撤去すべき旨及びその撤去期限

(2) 撤去期限を経過しても撤去しないときの措置

2 道路管理者は、告知した撤去期限までに放置車両の所有者等が判明したときは、道路法等の規定に基づく監督処分等を行うものとする。

(撤去期限後の措置及び廃棄物認定)

第6条 道路管理者は、前条第1項の告知による撤去期限を経過した後も当該放置車両が撤去されないときは、放置車両現況調書(様式第3)により、放置車両を廃棄物として認定し、処分することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により放置車両を廃棄物として認定し、処分しようとするときは、あらかじめその旨を廃棄物認定告知(様式第4)を車体に貼付する方法により2週間告知するものとする。

(廃棄物と認定できない場合の措置)

第7条 道路管理者は、前条第1項の規定により調査を行った結果、当該放置車両が廃棄物として認定できないと判断したときは、道路法等の規定に基づく監督処分等を検討することとする。

(その他必要事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、路上放置車両の廃棄物認定等について必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成14年8月22日 大口町告示第75号)

この要領は、平成14年 月 日から施行する。